

当初の計画では、在外研究を実施する予定であった。具体的には、フランス（パリ）およびイギリス（ロンドン）において、主に明治政府お雇法律顧問であった、ボワソナード・ブスケ・アペール（仏）とカークウッド（英）の事績とその法学的素養の特徴について調査を行い、また、台湾（台北）および韓国（ソウル）においては、主に、明治法律学校で法学を学び弁護士や法官として活躍した、葉清耀・趙琛（台）と趙素昂・金炳魯（韓）の事績とその法学的素養の特徴について調査を行うことを想定していた。

しかし、コロナ禍がとくに西欧において一向に終息する気配がなく、また 2021 年から 2022 年にかけて入院手術を受けたことから術後の健康不安も重なり、在外研究の「特別措置」を受けて、国内研究に切り替えることとした。そのため、当初予定していた英仏人お雇法律顧問に関する在外資料の収集については断念することとし、(1) 明治法律学校で学び弁護士資格を取得したアジア人（とくに台湾人）留学生および、(2) 我が国の法曹制度の台湾への移植についての研究に焦点を絞ることとした。

調査研究活動は、明治大学図書館を拠点にして、東京大学図書館、法政大学ボアソナード記念現代法研究所、九州大学・福岡県立図書館、同志社大学図書館などで実施した。

半年間の研究調査で得られた知見の概要は、次の通りである。

(1) 1900 年に台北弁護士会が設立された後、20 年近く、会員はみな日本内地人であったが、1910 年頃から、台湾人（法律上の所謂「本島人」）が弁護士試験に参加し始め、1918 年に最初の台湾人葉清耀が弁護士試験に合格して弁護士資格を取得、1919 年に台北弁護士会に加入した（同年 5 月 12 日弁護士名簿に登録。もっとも、この葉清耀は、翌年台中地方法院に転登録した）。1920 年代以降になっても状況は大きく変わらなかった。葉清耀が台中に転登録した 3 年後の 1923 年、陳増福と蔡式穀が台北地方法院検察局に登録した。台北の弁護士登録人数全体（日本人を含む）は、1920 年に 51 人、1929 年には 90 人に増加したが、台湾人弁護士はずっと右の 2 人だけであり、台北弁護士中の比率は 2%前後にすぎなかったのである。1930 年代になると、台湾人弁護士は明らかに増加し始める。1930 年に施炳訓・陳有輝が入会、1931 年に李瑞漢・呉鴻麒、1932 年から 1934 年に蕭祥安・黄運金・陳逸松・周延寿・黄士誉が相前後して入会した。この年、台北で登録していた弁護士の人数は 100 人に達したが、そのうち台湾人弁護士は 11 人、11%であった。1935 年以後、内地弁護士は新法の実施により（複数事務所が禁止された）登録取消が始まったため、台北で登録する弁護士人数は下降傾向を示し、1936 年末に 57 人となった。逆に、1935・6 年、台湾人弁護士は減少せず増加し、黄炎生・黄際沐が加入した。このため、台湾人弁護士は一気に 25%前後にまで増加した。この後、太平洋戦争が終結した 1945 年まで、台湾人弁護士の人数は、少し減少したものの、ずっと 25%前後を維持した。

こうした台北弁護士会の状況と全台湾の状況を比較すると、台北弁護士会における台湾人弁護士の比率は、全台湾での比率より低いことが分かる。これは、1936 年以前において、多くの内地弁護士がみな台北で登録したこと、また 1938 年に新竹弁護士会が設立された時に主要な会員となったのが、元台北弁護士会の台湾人弁護士であったからである。

1919 年から 1945 年まで、台北地方法院検察局に登録した台湾人弁護士は全 17 人である。この 17 人中、15 人は弁護士試験（1923 年以後は高等試験司法科）を経て弁護士資格を取得した者であり、2 人は判事から弁護士に転任した者である。出身学校でみると、5 人が帝大（東京・京都・九州）法科卒業、11 人が私立学校卒業、その他 1 人が自修（いわゆる 52 号試験）である。

こうした台北弁護士会の台湾人弁護士のうち、6 人は前後して転会・登録取消によって退会している。転会では、1919 年登録第一号の葉清耀が、台北での執業の一年後、その出身地の台中に事務所を移し、台中弁護士会に加入した。1938 年に新竹弁護士会が設立されると（この年、元台北地方法院新竹支部は新竹地方法院に昇格した）、もともと新竹で執業していた黄運金・黄士譽・朱盛淇の 3 人が、台北弁護士会会員から新竹弁護士会の会員に転じた。そのうち、黄運金と朱盛淇は新竹人、黄士譽は台中人である。登録取消は、1940 年の黄際沐と 1945 年の蕭祥安の 2 人である。

1945 年には、台北弁護士会にはなお 11 人の台湾人弁護士がおり、台北出身が絶対多数で 7 名、新竹出身が 3 名、1 名が台中出身である。少なくとも、台北弁護士会の台湾人弁護士は、在家郷の近くで執業する強い傾向があると言えそうである。

明治法律学校出身の台湾人弁護士としては、台北弁護士会に登録した葉清耀・陳増福・蔡式穀・黄士譽の 4 人、台北以外の弁護士会に登録した鄭松筠・蔡先於・顔春和・柯南猷の 4 人、併せて 8 人である。葉清耀・蔡式穀の事績については、大学史資料センター監修の『白雲なびく 法曹編Ⅰ』ですでに扱われているので、近刊予定の『同 アジア編』および『同 法曹編Ⅱ』において、陳増福・鄭松筠・蔡先於の事績について執筆収録する予定である。

(2) また、台湾に弁護士制度が移植される以前に「訴訟代人」制度が設けられていたことから、当該制度の内容と意義についても検討した。

1898 年 1 月 14 日、総督府は「訴訟代人規則」を公布し、「訴訟代人」（第 1 条）を認めた。今日の「弁護士」あるいは「判検事」の前身にあたる。その資格に関する第 2 条によれば、弁護士あるいは判検事資格を有する者は当然に訴訟代人となりえたが、両方の資格を持たない者でも、検定に合格して訴訟代人の「執照」（免許状のこと）を取得すれば訴訟代人となることができ、台湾総督府から執照が発給された。この訴訟代人制度は、弁護士制度の導入によって廃止されたため、その存続期間は、1898 年 2 月 1 日から 1901 年 5 月 11 日までの 3 年 3 ヶ月余りに過ぎず、訴訟代人は、すべて日本人（「内地人」）で、女性は事実上、この業務に従事できなかった。

これまでの研究によれば、台北地方法院の名簿に登録された訴訟代人は全 50 人であり、そのうち、34%（17 人）が日本内地で弁護士あるいは判検事資格を有する者で、その他 66%（33 人）は、法曹資格を持たない者であった。このことは、台湾の訴訟代人が、日本内地の弁護士と比べて、法律専門者の法的素養という点で質的に劣っていたのではないかという懸念を抱かせる。とはいえ、帝国大学出身の判事のほか、英吉利法律学校創立の中心的人

物であった増島六一郎（東大卒、英国法廷弁護士〔バリスター〕の資格を取得）が、1898年5月から1900年7月までの2年1ヶ月余り登録しているから、すべての訴訟代人の法的素養が低かったとは言えない。個別的に業務実態を検討する必要がある。

台北の訴訟代人50人を、その出身学校別に見ると、帝大（東京大学を含む）4人、司法省法学校1人、私立法律学校35人（明治法律学校と英吉利法律学校〔東京法学院〕が13人、日本法律学校が5人、和仏法律学校が3人、東京専門学校が1人）、その他4人、不明6人である。帝大など官学出身者は少数で、私立法律学校出身者が圧倒的多数を占めていたことが分かる。私立学校出身者は、一般的に、司法官と比べて地位の低かった弁護士となる傾向が強かったのであり、また法曹資格を得られなかった者が、志願して渡台し、比較的簡単な訴訟代人検定試験に及第して、台湾で弁護士業務を執行しようと考えたのである。

1900年1月25日、「台湾弁護士規則」（律令第5号）が公布され、訴訟代人に代わって弁護士制度が導入されることになったが、総督府は、訴訟代人は、その品位・技能において弁護士と比べて遜色がないという理由から、1901年4月の律令第2号により、特例措置として、30日以内に弁護士免許を申請すれば弁護士に転じることができるとされた。結果的に、訴訟代人50人中29人〔約60%〕（このうち法曹資格を持たない者が17人を占めている。私立学校別でみると、明治法律学校は13人中5名、英吉利法律学校は13人中8人、日本法律学校5人中4人、和仏法律学校が3人中2人、東京専門学校が1人中0人、併せて19人である）が、弁護士の身分に転換して法院における訴訟事務を継続し、その後、台北弁護士会会長（高橋忠義・中村啓次郎ほか）・副会長（長嶺茂・土屋理喜治ほか）などの要職を務めた（もっとも、日本内地の法曹資格がなければ、台湾で弁護士に転換しても、内地では弁護士活動を認められなかった〔いわゆる湾弁〕ことは言うまでもない）。

「訴訟代人」制度については、『明治大学大学史紀要』3月号に論文掲載を予定しており、『白雲なびく 法曹編Ⅱ』において、明治法律学校出身の訴訟代人のうち、数名の事績を執筆収録する予定である。

以上、日本統治下の台湾における法曹制度および台湾人弁護士などの実態については、相当程度明らかとなったが、朝鮮については、検討するに至らなかった。今後の課題とせざるを得ない。

なお、得られた研究成果については、4月以降、新年度の講義「日本近代法史」の中で活用する予定である。